

質問(高瀬重嗣議員) マイナンバー制度をどのように活用していくのか見通しを伺います。

答弁(市長) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる共通番号制度関連法が成立し、平成28年1月から国の機関同士での連携、また平成28年7月からは地方公共団体との連携を開始できるように準備が進められています。

共通番号制度は、国民一人ひとりに番号を割り振り、国や市

町村などが、法律で認められた範囲内で必要な限度で、個人情報等を所有している各行政機関に情報を照会し、通知してもらう仕組みです。個人情報を一元管理するデータベースは構築せず、個人情報の管理はそれぞれの行政機関が分散管理するものです。今後、国、県から具体的な説明等があると思いますが、これまでに得た情報をもとにお答えします。

具体的な活用内容は国と地方とで異なりますが、個人番号を

利用した行政手続ができる分野は、大きく分けて、社会保障分野、税分野、災害対策分野の3つとされています。

1つ目の社会保障の分野では、年金の資格取得確認、生活保護関連事務等に関する事務等に利用できます。2つ目の税分野では、確定申告書や届出書等に利用できます。3つ目の災害対策分野では、被災者生活再建支援金の支給に関する事務等への利用ができます。このほか、適宜条例の整備を図ることにより、市税システムへの利用もできると定められています。具体的な利用対象等については、国、県及び他市町の動向を踏まえて計画的に導入したいと考えています。

高瀬 重嗣 議員 マイナンバー制度について



外国語指導助手の楽しい授業

小西 久美子 議員 小学校における英語科の導入について

質問(小西久美子議員) 小学校での英語教育の拡充により、先進的な取り組みの必要性や外国語指導助手等の積極的な活用を推進する考えはあるか伺います。

答弁(教育長) 小学校における英語科の正式導入は、政権交代後、国が設置した教育再生実行会議において、小学校で英語を正式教科にすることや現在小学校5、6年生で行われている英語教育を4年生以下でも実施することなどの内容が第三次提言

の中に盛り込まれています。この提言を受け、今後、学習指導要領の改訂などの制度設計について、中央教育審議会において議論される予定です。

本市の小学校においては、現行の学習指導要領が改訂される前の平成17年度から、英語教育特区、教育課程特例校として全ての学年において英語教育を実施しています。実施に当たっては、学校間の格差が生じないよう、英語活動研究部会を組織し、本市独自のカリキュラ

ムを作成するとともに、学級担任を支援する英語活動指導員を採用し、全ての時間を学級担任とチームティーチングで授業を行っています。また、外国語指導助手が訪問する際には、3人体制で授業の充実を図っています。さらに、指導者の資質の向上を図るために、小学校の教員と中学校の英語科教員合同による研修会や英語活動指導員、外国語指導助手を対象とした研修会も開催しています。今後、小学校で英語が正式教科になるときは、国や県の方針のもと、本市の今までの取り組みの成果や課題を検証し、スムーズに導入できるようにしたいと考えています。

内閣官房 Cabinet Secretariat	トップページ	内閣官房の概要	所管法令	記者会見	報道発表	資料集
	政策課題	国会提出法案	パブリックコメント	情報公開	講演情報	リンク

トップページ > 政策課題 > 社会保障・税番号制度

社会保障・税番号制度

国民生活を支える社会的基盤として、社会保障・税番号制度の導入をめざしています。

平成28年からマイナンバー制度が実施されます
(詳細について掲載されている内閣官房のホームページ)